

株式交換に係る事前開示書類の変更事項  
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号に基づく変更後の事項  
の開示)

2024 年 6 月 10 日  
ANAホールディングス株式会社

株式交換に係る事前開示書類の変更事項

2024年6月10日

東京都港区東新橋1丁目5番2号  
ANAホールディングス株式会社  
代表取締役社長 芝田 浩二

ANAホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年7月10日に、日本貨物航空株式会社（以下「NCA」といいます。）との間で株式交換契約書（2023年9月26日、2024年1月25日及び2024年3月22日にNCAとの間で締結した株式交換契約変更契約書による変更を含み、以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、本株式交換契約に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することに関して、2023年7月21日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面（2023年8月25日、2023年9月26日、2024年1月25日付及び2024年3月22日付の当該事前開示事項の変更を記載した書面を含みます。）を備置しておりますが、今般、当社及びNCAの間において本株式交換の効力発生日の変更に係る株式交換契約変更契約書（以下「本変更契約」といいます。）を締結したこと等に伴い、当該事前開示事項に変更が生じました。また、2024年5月17日、NCAの取締役会において計算書類を承認する決議が行われ、NCAの最終事業年度が2024年3月期となったことにより、NCAの最終事業年度に係る計算書類等の内容に変更が生じました。

つきましては、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書面を備置いたします。

## 変更事項

### 1. 「株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）」の変更（変更箇所は下線で表示しております。）

#### **【変更前】**

別紙1-1（株式交換契約）、別紙1-2（株式交換契約変更契約①）、別紙1-3（株式交換契約変更契約②）及び別紙1-4（株式交換契約変更契約③）をご参照ください。

#### **【変更後】**

別紙1-1（株式交換契約）、別紙1-2（株式交換契約変更契約①）、別紙1-3（株式交換契約変更契約②）、別紙1-4（株式交換契約変更契約③）及び別紙1-5（株式交換契約変更契約④）をご参照ください。

### 2. 「株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）」の変更（変更箇所は下線で表示しております。）

#### **【変更前】**

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

##### ① 株式交換契約の締結

NCAは、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結し、その後、2023年9月26日付株式交換契約変更契約、2024年1月25日付株式交換契約変更契約及び2024年3月22日付株式交換契約変更契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1-1（株式交換契約）、別紙1-2（株式交換契約変更契約①）、別紙1-3（株式交換契約変更契約②）及び別紙1-4（株式交換契約変更契約③）をご参照ください。

##### ② 自己株式の消却

NCAは、2023年8月25日開催の取締役会の決議により、同日付で、NCAが自己株式として有する全部取得条項付種類株式の全部（7億9097万3000株）を消却いたしました。

#### **【変更後】**

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式交換契約の締結

NCAは、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結し、その後、2023年9月26日付株式交換契約変更契約、2024年1月25日付株式交換契約変更契約、2024年3月22日付株式交換契約変更契約及び2024年6月10日付株式交換契約変更契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1-1（株式交換契約）、別紙1-2（株式交換契約変更契約①）、別紙1-3（株式交換契約変更契約②）、別紙1-4（株式交換契約変更契約③）及び別紙1-5（株式交換契約変更契約④）をご参照ください。

② 自己株式の消却

NCAは、2023年8月25日開催の取締役会の決議により、同日付で、NCAが自己株式として有する全部取得条項付種類株式の全部（7億9097万3000株）を消却いたしました。

**3. 「株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号イ）」の変更（変更箇所は下線で表示しております。）**

**【変更前】**

① 株式交換契約の締結

当社は、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結し、その後、2023年9月26日付株式交換契約変更契約、2024年1月25日付株式交換契約変更契約及び2024年3月22日付株式交換契約変更契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1-1（株式交換契約）、別紙1-2（株式交換契約変更契約①）、別紙1-3（株式交換契約変更契約②）及び別紙1-4（株式交換契約変更契約③）をご参照ください。

**【変更後】**

① 株式交換契約の締結

当社は、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結し、その後、2023年9月26日付株式交換契約変更契約、2024年1月

25日付株式交換契約変更契約、2024年3月22日付株式交換契約変更契約及び2024年6月10日付株式交換契約変更契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1-1（株式交換契約）、別紙1-2（株式交換契約変更契約①）、別紙1-3（株式交換契約変更契約②）、別紙1-4（株式交換契約変更契約③）及び別紙1-5（株式交換契約変更契約④）をご参照ください。

#### 4. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）の変更

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3をご参照ください。

以上

株式交換契約

次ページをご参照ください。

## 株式交換契約書

ANA ホールディングス株式会社（以下「ANAHD」という。）及び日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）は、2023年7月10日（以下「本株式交換契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

NCAは、本株式交換契約の定めるところに従い、ANAHDを株式交換完全親会社、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、ANAHDは、本株式交換により、NCAの発行済株式の全部を取得する。

### 第2条（当事会社の商号及び住所）

ANAHD及びNCAの商号及び住所は以下のとおりである。

ANAHD：（商号）ANAホールディングス株式会社  
（住所）東京都港区東新橋一丁目5番2号  
NCA：（商号）日本貨物航空株式会社  
（住所）東京都港区浜松町一丁目18番16号

### 第3条（株式交換対価）

- ANAHDは、本株式交換に際して、本効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）の前日の最終のNCAの株主名簿に記載又は記録された第二種株式を保有するNCAの株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、NCAの第二種株式に代わり、その保有するNCAの第二種株式の株式の数の合計数に0.009815を乗じて得た数のANAHDの普通株式を交付する。但し、本効力発生日までに、NCAの第二種株式が全て普通株式に変更された場合には、NCAの普通株式を保有する株主に対して、NCAの普通株式に代わり、その保有するNCAの普通株式の株式の数の合計数に0.009815を乗じて得た数のANAHDの普通株式を交付する。
- ANAHDは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有するNCAの第二種株式1株につき、ANAHDの普通株式0.009815株の割合をもって、ANAHDの普通株式を割り当てる。但し、本効力発生日までに、NCAの第二種株式が全て普通株式に変更された場合には、その保有するNCAの普通株式1株につき、ANAHDの普通株式0.009815株の割合をもって、ANAHDの普通株式を割り当てる。
- ANAHDは、本株式交換に際して、NCAの全部取得条項付種類株式の株主に対し、ANAHDの普通株式の割当てをしないこととする。なお、当該全部取得条項付種類株式は、第6条に基づき、本効力発生日の前日までに全て消却される予定である。
- 本割当対象株主に対して割り当てるべきANAHDの普通株式の数に、1に満たない端数がある場合には、ANAHDは、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

### 第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加するANAHDの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従いANAHDが定める金額とする。

### 第5条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2023年10月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD及びNCAは、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### 第6条（自己株式の消却）

NCAは、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、その保有する自己株式の全部を本効力発生日の前日までに消却する。

#### 第7条（承認手続）

1. ANAHDは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の所定の期間内に同項及び会社法施行規則第197条の定めに従った一定数以上の株式を有する株主から株式交換に反対する旨の通知があった場合、ANAHDは、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を求める。
2. NCAは、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を求める。

#### 第8条（契約の変更及び解除）

本株式交換契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、ANAHD及びNCAは、合意の上で、本株式交換契約の内容を変更し又は本株式交換契約を解除することができる。

#### 第9条（契約の効力）

本株式交換契約は、以下の場合にその効力を失う。

- (1) ANAHD及びNCAが合意した場合
- (2) NCAにおいて、本効力発生日の前日までに必要な株主総会の承認が得られない場合
- (3) 国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（適用ある国内外の競争法に基づき本株式交換に関して行うことが必要となる届出が本効力発生日の前日までに受理されない場合及び当該届出に係る措置期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合を含む。）

#### 第10条（協議事項）

本株式交換契約に定めのない事項については、本株式交換契約の趣旨に従い、ANAHD及びNCAが誠実に協議の上、これを決する。

#### 第11条（準拠法及び合意管轄）

1. 本株式交換契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本株式交換契約に起因又は関連して生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

本株式交換契約の締結を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 7 月 10 日

ANAHD :

東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号

ANA ホールディングス株式会社

代表取締役社長 芝田 浩二



本株式交換契約の締結を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名  
又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 7 月 10 日

NCA :

東京都港区浜松町 1 丁目 18 番 16 号

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 大鹿 仁史



株式交換契約変更契約①

次ページをご参照ください。

## 株式交換契約変更契約書

ANA ホールディングス株式会社（以下「ANAHD」という。）及び日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）は、ANAHD 及びNCA の間で2023年7月10日付で締結した株式交換契約書（以下「原契約」という。）を変更することについて、2023年9月26日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約変更契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、原契約において定義される意義を有するものとする。

### 第1条（効力発生日の変更）

ANAHD 及びNCA は、原契約第5条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

#### （変更前）

本株式交換の効力発生日は、2023年10月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及びNCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### （変更後）

本株式交換の効力発生日は、2024年2月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及びNCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第2条（本契約の効力）

本契約による変更の効力は、本契約締結と同時に、将来に向かって発生する。

### 第3条（原契約のその他の規定の効力）

ANAHD 及びNCA は、本契約に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

### 第4条（準用）

本契約には、原契約第8条乃至第11条の規定を準用する。

[以下余白]

以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 9 月 26 日

ANAHD :  
東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号  
ANA ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 芝田 浩二



以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 9 月 26 日

NCA :

東京都港区浜松町 1 丁目 18 番 16 号

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 本間 啓之



株式交換契約変更契約②

次ページをご参照ください。

## 株式交換契約変更契約書

ANA ホールディングス株式会社（以下「ANAHD」という。）及び日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）は、ANAHD 及び NCA の間で 2023 年 7 月 10 日付で締結した株式交換契約書（2023 年 9 月 26 日付株式交換契約変更契約書による変更を含み、以下「原契約」という。）を変更することについて、2024 年 1 月 25 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約変更契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、原契約において定義される意義を有するものとする。

### 第 1 条（効力発生日の変更）

ANAHD 及び NCA は、原契約第 5 条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

#### （変更前）

本株式交換の効力発生日は、2024 年 2 月 1 日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及び NCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### （変更後）

本株式交換の効力発生日は、2024 年 4 月 1 日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及び NCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第 2 条（本契約の効力）

本契約による変更の効力は、本契約締結と同時に、将来に向かって発生する。

### 第 3 条（原契約のその他の規定の効力）

ANAHD 及び NCA は、本契約に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

### 第 4 条（準用）

本契約には、原契約第 8 条乃至第 11 条の規定を準用する。

[以下余白]

以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 1 月 25 日

ANAHD :

東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号

ANA ホールディングス株式会社

代表取締役社長 芝田 浩二



以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 1 月 25 日

NCA :

東京都港区浜松町 1 丁目 18 番 16 号

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 本間 啓之



株式交換契約変更契約③

次ページをご参照ください。

## 株式交換契約変更契約書

ANA ホールディングス株式会社（以下「ANAHD」という。）及び日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）は、ANAHD 及び NCA の間で 2023 年 7 月 10 日付で締結した株式交換契約書（①2023 年 9 月 26 日付株式交換契約変更契約書及び②2024 年 1 月 25 日付株式交換契約変更契約書による変更を含み、以下「原契約」という。）を変更することについて、2024 年 3 月 22 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約変更契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、原契約において定義される意義を有するものとする。

### 第 1 条（効力発生日の変更）

ANAHD 及び NCA は、原契約第 5 条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

（変更前）

本株式交換の効力発生日は、2024 年 4 月 1 日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及び NCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

（変更後）

本株式交換の効力発生日は、2024 年 7 月 1 日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及び NCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第 2 条（本契約の効力）

本契約による変更の効力は、本契約締結と同時に、将来に向かって発生する。

### 第 3 条（原契約のその他の規定の効力）

ANAHD 及び NCA は、本契約に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

### 第 4 条（準用）

本契約には、原契約第 8 条乃至第 11 条の規定を準用する。

[以下余白]

以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 3 月 22 日

ANAHD :

東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号

ANA ホールディングス株式会社

代表取締役社長 芝田 浩二



以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 3 月 22 日

NCA :

東京都港区浜松町 1 丁目 18 番 16 号

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 本間 啓之



株式交換契約変更契約④

次ページをご参照ください。

## 株式交換契約変更契約書

ANA ホールディングス株式会社（以下「ANAHD」という。）及び日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）は、ANAHD 及び NCA の間で 2023 年 7 月 10 日付で締結した株式交換契約書（①2023 年 9 月 26 日付株式交換契約変更契約書、②2024 年 1 月 25 日付株式交換契約変更契約書及び③2024 年 3 月 22 日付株式交換契約変更契約書による変更を含み、以下「原契約」という。）を変更することについて、2024 年 6 月 10 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約変更契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、原契約において定義される意義を有するものとする。

### 第 1 条（効力発生日の変更）

ANAHD 及び NCA は、原契約第 5 条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

#### （変更前）

本株式交換の効力発生日は、2024 年 7 月 1 日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及び NCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### （変更後）

本株式交換の効力発生日は、2025 年 3 月 31 日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及び NCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第 2 条（本契約の効力）

本契約による変更の効力は、本契約締結と同時に、将来に向かって発生する。

### 第 3 条（原契約のその他の規定の効力）

ANAHD 及び NCA は、本契約に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

### 第 4 条（準用）

本契約には、原契約第 8 条乃至第 11 条の規定を準用する。

[以下余白]

以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 6 月 10 日

ANAHD :

東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号

ANA ホールディングス株式会社

代表取締役社長 芝田 浩二



以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 6 月 10 日

NCA :

東京都港区浜松町 1 丁目 18 番 16 号

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 本間 啓之



株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

# 第46期 計算書類

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

附属明細書

日本貨物航空株式会社



# 損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		161,300
売上原価		148,045
売上総利益		13,254
販売費及び一般管理費		7,126
営業利益		6,127
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,033	
補償収益	177	
その他	192	1,403
営業外費用		
支払利息	843	
為替差損	23	
その他	75	943
経常利益		6,587
税引前当期純利益		6,587
法人税、住民税及び事業税	△ 302	
法人税等調整額	1,756	1,454
当期純利益		5,133

# 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
2023年3月31日残高	10,000	-	-	-	△ 22,245	△ 12,245
当期変動額						
当期純利益					5,133	5,133
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	5,133	5,133
当期末残高	10,000	-	-	-	△ 17,112	△ 7,112

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
2023年3月31日残高	2	△ 711	△ 709	△ 12,954
当期変動額				
当期純利益				5,133
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1	763	765	765
当期変動額合計	1	763	765	5,898
当期末残高	4	51	56	△ 7,055

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1) 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ… 時価法

##### (3) 棚卸資産

① 航空機貯蔵備品・整備用部品… 移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

② その他… 先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

#### 2) 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

① 航空機… 定額法 耐用年数 20年

② その他… 定率法 ただし、建物並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 3～50年

取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却しております。

##### (2) 無形固定資産… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

##### (3) 長期前払費用… 定額法

#### 3) 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により、また、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を検討した回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理しております。

#### 4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、主に航空運送事業、航空機使用事業及びその他の付帯事業を営んでいます。履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、顧客との約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を対価の純額で認識しています。

顧客からの対価は、通常、履行義務の充足時点から、1年以内に支払を受けています。なお、重要な金融要素は含んでいません。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定し、変動対価が含まれています。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めています。

取引価格の履行義務への配分は、約束した財又はサービスを顧客に移転するのと交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額を描写する金額で取引価格を各履行義務へ配分しています。取引価格を各履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約における各履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しています。

収益を認識するにあたっては、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、一時点で履行義務を充足し収益を認識する他、航空機貨物輸送サービス契約等の契約に基づき、主に一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、輸送期間における日数に基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もり、収益を認識しています。

5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

- 1) 従来、損益計算書上、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「補償収益」(前事業年度 86 百万円)につきましては、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

1) 減損損失

当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があるリスクは、主として以下のとおりです。

分類	リスク項目	内容
外部環境	景気低迷	国内外の景気低迷により航空貨物需要が減退する
	燃油価格変動にかかるリスク	短期間での価格高騰に伴い、ヘッジ等による対応が遅れる
	為替変動にかかるリスク	為替相場の急激な変動に伴い、収支バランスが悪化する
内部環境	運航に関するリスク	航空機事故などにより、顧客への信頼や社会的評価が低下する

上記リスクが顕在化し業績に影響を与えた場合、減損損失の計上が想定されます。

航空機	90,273 百万円
その他	7,755 百万円

2) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産の認識は、翌期の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、航空貨物市況を含む不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産	737 百万円
--------	---------

5. 貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

航空機 12,993 百万円

(2) 担保に係る債務

一年内返済予定長期借入金 2,386 百万円

長期借入金 12,692 百万円

計 15,079 百万円

(注)上記のほか、一年内返済予定長期借入金(6,102 百万円)、長期借入金(62,322 百万円)に対し、航空機(68,751 百万円)を担保に提供する旨の抵当権設定予約契約を締結しております。

2) 有形固定資産の減価償却累計額 44,053 百万円

3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 384 百万円

短期金銭債務 43,476 百万円

長期金銭債務 75,014 百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高 29,853 百万円

仕入高 1,990 百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 1,002 百万円

営業外費用 860 百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当会計年度末の発行済株式の種類及び総数

発行済株式総数 第二種株式 400,000 千株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 15,811 百万円

減損損失 477 百万円

賞与引当金繰入 152 百万円

貸倒引当金繰入 100 百万円

繰延ヘッジ損失 16 百万円

その他 742 百万円

繰延税金資産小計 17,300 百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △ 15,337 百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 1,054 百万円

評価性引当額小計 △ 16,391 百万円

繰延税金資産合計 908 百万円

繰延税金負債

未収還付事業税等 77 百万円

資産除去債務に対応する除去費用 47 百万円

繰延ヘッジ利益 44 百万円

その他 1 百万円

繰延税金負債合計 170 百万円

繰延税金資産純額 737 百万円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に記載した固定資産のほか、工具器具備品及び車両運搬具の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預貯金等に限定し、親会社及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、航空会社とフォワーダー間の精算システムの活用等、各国の実情に合わせたリスク低減を図っております。リース債権に関わる信用リスクに関しては、取引先の財務状況を定期的にモニタリングする体制をとっております。借入金の使途は運転資金および設備投資資金であります。

なお、デリバティブ取引はリスク管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、営業未収入金及び未収入金、営業未払金及び未払金、短期借入金、一年内返済予定長期借入金、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
① 長期借入金	75,014	74,991	△ 22
② デリバティブ取引(*1)			
1> ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	-
2> ヘッジ会計が適用されているもの	96	96	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

② デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1> ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち	時価	評価損益	当該時価の算定方法
			1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	香港ドル売	2,157	—	△1	△1	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
	米ドル売	753	—	△0	△0	
	シンガポールドル売	202	—	△0	△0	
	ユーロ売	83	—	0	0	
	その他売	4	—	0	0	
	売建計	3,200	—	△1	△1	
	米ドル買	1,509	—	0	0	
	中国元買	166	—	2	2	
	タイバーツ買	33	—	△0	△0	
買建計	1,709	—	2	2		

## 2&gt; ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち	時価	当該時価の算定方法
				1年超		
原則的処理方法	商品カラー(*2) 買建コール・売建プット	航空燃料	19,092	—	96	取引先金融機関から提示された価格等によっている。

(\*2)オプション取引はゼロコストオプションであり、コールオプション及びプットオプションが一体の契約のため、一括して記載しております。

## (注2)市場価格のない株式等

非上場株式(貸借対照表計上額 166 百万円)は、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2019 年 7 月 4 日企業会計基準委員会)第 5 項に従い、時価開示の対象とはしていません。

11. 関連当事者との取引に関する注記  
親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	日本郵船(株)	被所有 直接 100	人的役務提供等	通算税効果額	11	未払金	11
				資金の借入	574	短期借入金 一年内返済予定 長期借入金	34,456 8,488
				利息の支払	843	長期借入金 未払費用	75,014 173
				被金融取引 債務保証	8,919		
				被金融取引 債務保証予約	7,670		
				保証料の支払	16		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 一年内返済予定長期借入金(8,488 百万円)、長期借入金(75,014 百万円)に対し、航空機(81,744 百万円)を担保に提供しております。

(注 2) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注 3) 被金融取引債務保証の金額は極度額を記載しております。

(注 4) 被金融取引債務保証予約の金額は極度額を記載しております。

(注 5) その他の取引については、市場価格等を勘案して合理的に条件を決定しております。

(注 6) 取引金額には消費税等は含まず、科目の期末残高には消費税等を含んで表示しております。

12. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額                   △17 円 64 銭

1 株当たり当期純利益               12 円 83 銭

13. その他の注記

当社株式の譲渡

当社の親会社である日本郵船株式会社は、令和 5 年 3 月 7 日付で当社の全株式を ANA ホールディングス株式会社に譲渡することに関する基本合意書を締結し、その方針に変更はありません。

[附属明細書]

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建物	2,894	573	0	155	3,311	2,518	5,830
	構築物	17	4	-	1	20	99	119
	航空機	98,573	414	42	8,672	90,273	37,207	127,481
	機械装置	1,746	93	-	231	1,608	1,595	3,203
	車両運搬具	73	85	0	53	105	769	875
	工具器具備品	748	379	0	367	760	1,862	2,622
	建設仮勘定	97	141	171	-	67	-	67
	計	104,151	1,692	214	9,482	96,147	44,053	140,201
無形固定資産	ソフトウェア	1,421	295	788	234	694		
	その他無形固定資産	488	209	664	-	33		
	計	1,910	504	1,452	234	728		

(注) 固定資産の当期増減の主なものは次のとおりであります。

- 1) 建物の当期増加額の主なものは空調設備(276百万円)、非常用発電設備(174百万円)の取得による増加です。
- 2) 航空機の当期増加額の主なものは航空機部品(368百万円)の取得による増加です。
- 3) 工具器具備品の当期増加額の主なものは訓練用器具(161百万円)稼働による建設仮勘定からの振替によるものです。
- 4) ソフトウェアの当期減少額の主なものは長期前払費用(397百万円)、及び前払費用(196百万円)への振替によるものです。

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	352	8	10	-	349
賞与引当金	578	461	578	-	461
退職給付引当金	869	56	74	-	850

(注) 当期増減額の原因

- 1) 貸倒引当金の当期増加額は当期発生7百万円と為替の評価替えによるものです。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 費	474	
給 与 手 当	2,388	
賞 与	559	
法 定 福 利 費	358	
役 員 報 酬	133	
退 職 金	124	
電 算 機 費	1,021	
租 税 公 課	190	
厚 生 費	392	
賃 借 料	158	
報 酬	178	
減 価 償 却 費	507	
そ の 他 一 般 管 理 費	638	
計	7,126	

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

日本貨物航空株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北村嘉章

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田勝啓

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本貨物航空株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役間の意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査方針等に従い取締役、社内の各監査部門、その他の使用人並びに日本郵船株式会社の監査等委員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会、常務会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及び運用状況について監視及び検証に努めました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

日本貨物航空株式会社

常勤監査役

岡 裕史 

監査役

宇田川 伸典 

# 第 46 期 事業報告

〔 自 2023 年 4 月 1 日  
至 2024 年 3 月 31 日 〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当期は、新型コロナウイルス感染症が収束に向かう一方、ロシア・ウクライナ戦争の長期化に加えて、イスラエル・ガザ地区の緊迫など、世界情勢が不安定な状況における原材料費の高騰、労働人口の減少や最低賃金の引き上げによる人件費の高騰、それらによる物価の上昇が継続しました。

航空業界においては、旅客機の利用者数はコロナ禍以前の水準に戻りつつあり、航空貨物については、自動車部品輸送の回復、中国発 e コマースの活況が見られた反面、国際旅客便の復便や物量の低下により需給が緩み、昨年度に比べて重量単価の下落がみられました。

このような事業環境において、当社はボーイング 747-8F の 8 機運航体制のもと、マーケット需要に対応した配便計画と運航スケジュールを策定し、定期便と臨時便をバランス良く運航することにより輸送需要に柔軟に対応すると共に収益の最大化を図りました。また、飛行ルートの見直しを行い欧州便の復航をアンカレッジ経由から南回り直航とし、米国東海岸便の復航ではアンカレッジを抜港するなど効率的な運航を実現し運航コストの節減に励みました。

当社の 100%株主である日本郵船株式会社は、保有する当社の全株式を ANA ホールディングス株式会社に譲渡する最終合意書を同社と 2023 年 7 月に締結しました。同年 10 月 1 日に株式譲渡の完了を目指していましたが、2024 年 7 月 1 日予定に延期となりました。

親会社の異動はありますが、当社はこれまで通りに本邦の貨物専門航空会社として、社会的使命を果たして参ります。

#### ① 当期結果（前期比）

>輸送重量 362,521 トン (+7%) 重量利用率 63% (-2%)

>売上高 161,300 百万円 (-26%)

(地域別) 日本 37,094 百万円 (-45%)、アジア 76,154 百万円 (-7%)

北米 30,153 百万円 (-10%)、欧州 17,897 百万円 (-49%)

>営業費用 155,172 百万円 (-1%)

>営業利益 6,127 百万円 経常利益 6,587 百万円

>当期純利益 5,133 百万円

#### ② 当期貨物取扱概況

区 分	当期重量実績 (トン)	前期比
アジア発米州向け	99,895	+ 22%
米州発アジア向け	61,087	- 13%
アジア発欧州向け	21,088	- 2%
欧州発アジア向け	21,722	+ 6%
アジア域内	91,445	- 5%

当期は、米国における高い在庫水準や、高インフレによる設備投資の抑制により、上期の航空貨物需要は低い水準で推移しましたが、下期に入り中国系 e コマースプラットフォーム会社の躍進により個人消費物の出荷が増加し、結果として航空貨物需要は大きく改善しました。また紅海におけるフーシ派による船舶攻撃の影響で、船舶が紅海航路を回避した影響を受け、地中海域において海上から航空貨物へのシフトも見受けられました。品目別に見ると、半導体製造装置が前年比で落ち込んだものの、依然高い水準で推移したほか、前述の e コマース需要による個人消費物の出荷が目立ちました。

供給面では、中国発 e コマース需要の急伸により上海線と北米線を期中で増便しました。また、欧州線については夏ダイヤでは 1 便増便し週 5 便にしたものの、ロシア・ウクライナ情勢に伴う需要の後退により冬ダイヤでは週 4 便に戻しました。自社運航便は、往復ベースでは期首の週 44 便から期末時点では週 48 便に増便しました。

チャーター便では 9 月にシンガポール-名古屋を 1 便、デリー [インド] -成田を 4 便、10 月に成田-ロンボク [インドネシア] を 4 便、3 月にアバロン [オーストラリア] -名古屋を 4 便等、モータースポーツ用の機材輸送を中心に、提携関係にある Atlas Air Inc. と共に運航しました。

また Atlas Air Inc. と ASL Airlines Belgium とのパートナーシップ契約に基づく運航を活用し、当社香港子会社である Plus Logistics Solutions Limited による中国と欧米を結ぶ三国間輸送需要を取り込みました。

上述した取り組みにより結果として当期貨物取扱量は前期比でアジア発米州向けを中心に増加しました。

### ③ 安全への取り組み

当社は、「NCA 安全理念」を掲げ、「安全は全てに優先する」という基本方針に基づき社長を委員長とする「安全推進委員会」、各部門の部室長クラスによる「安全推進会議」、各部門内における「安全品質会議」で構成される全社的安全推進体制により、経営トップをはじめ全社員一丸となって安全運航の確保に努めています。また、安全監査室や整備監査室による監査、国土交通省による安全監査立入検査、国際航空運送協会 (International Air Transport Association: IATA) が運営する国際的な運航安全監査プログラムである IOSA (IATA Operational Safety Audit) 認証の更新等により、安全管理システムをチェックし、その結果について積極的に継続した改善を図ることで、安全管理システムの PDCA サイクルを回しています。

当社は、2014 年度より安全指標・安全目標値を設定し継続的に監視を行っており、2023 年度は、2022 年度の安全活動の結果を踏まえ、以下の安全指標・安全目標値を設定し、全てにおいて達成しました。

- ・ 航空事故： 0 件
- ・ 重大インシデント： 0 件
- ・ 休業災害 (4 日以上の上の休業)： 0 件
- ・ 飲酒事象件数： 0 件

また、2023 年度はこれまで積み上げた安全推進体制を基盤として「世界標準の安全管理体制をもった安全安心な貨物エアラインになる」ことを目指し、2022 年に受けた嚴重注意への対応や過去の重大事象の経験の風化防止を織り込んで安全推進活動に取り組みました。

### ④ 環境対策活動

当社は、燃料効率と環境性能に優れた航空機の使用と効率的な飛行方法を取り入れ、CO<sub>2</sub> の排出を抑制し、環境対策活動を推進しています。国際航空分野における CO<sub>2</sub> 排出量削減への取り組みとして、EU 域内の二酸化炭素排出量取引制度 (European Union Emission Trading Scheme :EU-ETS) に加え、国際民間航空機関 (International Civil Aviation Organization: ICAO) 主導による CO<sub>2</sub> 排出抑制に関する制度 (Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation :CORSIA) に対応しています。

加えて、太陽光発電システムの導入、事務所内の空調設備更新や照明の LED 化等の環境対策を推進しています。

## (2) 資金調達の様況

当期は、短期借入金については運転資金を9,163百万円借入し、設備資金は100百万円返済したことから、9,063百万円の増加となりました。長期借入金は返済により、8,538百万円の減少となりました。

## (3) 企業集団の設備投資等の状況

当期は、総額1,413百万円の設備投資を実施し、その主なものは建物付属設備554百万円、ソフトウェア277百万円、航空機部品等263百万円、工具器具備品224百万円となっております。

## (4) 企業集団の対処すべき課題

当期は10月から12月にかけて米国向けの好調な荷動きに支えられ、前年比では減益となったものの引き続き利益を確保しました。

しかしながら、当期終了時点において引き続き債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しています。当社は、財務面での継続的な支援を日本郵船株式会社から得ることとしています。

また日本郵船株式会社は、7月にANAホールディングス株式会社との間で当社の全株式を譲渡することに関する最終合意書を締結しました。株式譲渡後はANAホールディングス株式会社より財務面での継続的な支援を得るものと予測され、引き続き事業計画の遂行は可能であり、継続企業の前提に重要な不確実性は無いものと考えております。将来にわたって安定的に黒字を確保できる企業体質を構築すべく努力します。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第43期 2020年度	第44期 2021年度	第45期 2022年度	第46期 2023年度
売 上 高 (百万円)	122,566	188,850	218,213	161,300
経 常 利 益 (百万円)	33,093	74,000	62,165	6,587
当 期 純 利 益 (百万円)	25,063	60,875	48,245	5,133
1株当たり当期純利益 (円)	62.66	152.19	120.61	12.83
総 資 産 (百万円)	64,592	141,556	133,878	129,131

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しています。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は日本郵船株式会社で、同社は当社の第二種株式400,000千株(保有比率100%)を保有しています。当社は日本郵船株式会社から、資金の借入、役員の兼任及び人的資源の提供を受

けています。

尚、当社は ANA ホールディングス株式会社との間で、同社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結しています。同社は本株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する予定です。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社との間で「資金の借入」等の取引を実施していますが、当該取引を実施するに当たっては、当社の利益を害さないよう一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取締役会において取引条件を決定するに当たり、市場金利、市場価格等を勘案した合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しています。

③ 重要な子会社の状況（2024年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NCA Japan 株式会社	99 百万円	100%	国際運送に係わる貨物取り扱い 事業 他
Plus Logistics Solutions Limited	15 万米ドル	100%	Flight Arrangement for Cargo Transportation

(7) 主要な事業内容

貨物定期航空運送事業  
貨物不定期航空運送事業

(8) 事業所（2024年3月31日現在）

本店 東京都港区  
本社 千葉県成田市  
国内事業所 東京事業所 大阪事業所 成田空港支店  
海外事業所  
支店 シカゴ支店 ロサンゼルス支店 ニューヨーク支店 ダラス・フォートワース支店  
アムステルダム支店 ミラノ支店  
シンガポール支店 香港支店 バンコク支店 上海支店 台北支店  
営業所 アトランタ営業所 サンフランシスコ営業所  
運航所 アンカレッジ運航所

(9) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続期間
地上職	781 名	+25 名	46.2 才	12.4 年
運航乗務員	188 名	+7 名	46.6 才	6.6 年
合計	969 名	+32 名	46.3 才	11.6 年

(注1) 従業員数には他社からの出向者を含み、他社への出向者は含んでいません。

(注2) 運航乗務員数には他社より派遣を受けている運航乗務員を含んでいます。

(注3) 平均年齢と平均勤続期間は本社採用のみです。(地上職 534 名、運航乗務員 82 名)

(10) 企業集団の航空機の状況 (2024年3月31日現在)

機種	機数	搭載可能重量	備考
B747-8F	8	最大 133 トン	自社所有 8 機
B747-400F	7	最大 112 トン	自社所有 7 機(他社賃貸中)

(11) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
日本郵船株式会社	117,959 百万円	400,000 千株	100%

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数	1,590,973,000 株
② 発行済株式の総数	第二種株式 400,000,000 株
	計 400,000,000 株
③ 株主数	1 名

(2) 大株主の状況

① 第二種株式

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合	持株数	出資比率
日本郵船株式会社	400,000 千株	100%	—	—

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2024年3月31日現在の状況)

地位	担当又は他の法人等の代表状況等 (重要な兼務の状況を含む)	氏名
取締役会長	(航空政策研究会 理事)	大 鹿 仁 史
代表取締役社長	安全推進委員会委員長、危機管理委員会委員長、 コンプライアンス委員会委員長 (Plus Logistics Solutions Limited. Director, Chairman)	本 間 啓 之
代表取締役専務取締役	安全統括管理者、オペレーション統括責任者 管掌：運航グループ、オペレーショングループ 担当：整備グループ、安全推進室、安全監査室 委嘱：整備グループ長	小 堀 寿 亮
専務取締役	チーフコンプライアンスオフィサー 管掌：法務室、内部監査室、経理部、総務部、人事部、 日本地区営業部、事業企画部、マーケティング部、 レベニューマネジメント部、デジタル推進室、 アジア太平洋地域統括マーケティング部、 米州地域統括部、欧州地域統括 担当：IT 戦略部	浦 上 宏 一
取締役	担当：経営企画部 (日本郵船株式会社 貨物航空事業グループ長)	高 野 薫
監査役 (常勤)		岡 裕 史
監査役 (非常勤)	(日本郵船株式会社 内部監査室 調査役) (株式会社郵船アカウンティング 監査役)	宇田川 伸 央
<p>当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務遂行の監督機能と各部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るため執行役員制度を導入しています。執行役員は次の通りです。</p>		
常務執行役員	担当：運航グループ 委嘱：運航グループ長	岩 崎 英 明
常務執行役員	担当：日本地区営業部	鈴 木 雅 也
常務執行役員	担当：オペレーショングループ	水 野 哲 朗
執行役員	担当：総務部、人事部	岡 裕 昭
執行役員	担当：法務室、内部監査室、経理部	吉 田 耕 一 郎

執行役員 担当：事業企画部、マーケティング部、  
レベニューマネジメント部、デジタル推進室、  
アジア太平洋地域統括マーケティング部、  
米州地域統括部、欧州地域統括  
委嘱：事業企画部長 渡 邊 均

執行役員 委嘱：オペレーショングループ長 石 井 公 章

### (3) 役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
取締役	5人	116百万円
監査役	1人	18百万円
合計		134百万円

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で締結している契約には責任限定に関する記載はありません。

### (3) 当事業年度に係わる会計監査人としての報酬等

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 26百万円

各監査役は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの相当性などについて必要な検証を行った結果、監査役全員が会計監査人の報酬額について同意する判断をしました。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

### [1]業務の適正を確保するための体制と方針

当社は、会社法 362 条 4 項 6 号及び会社法施行規則 100 条 1 項及び 3 項の規定に基づく内部統制システムについて、2023 年 3 月 24 日の取締役会決議における一部改正の内容を踏襲し、2024 年 3 月 22 日取締役会決議において、以下の下線部の通り内容を一部変更しました。

#### 基本方針

当社は、企業の社会的責任（CSR）が会社経営の根幹であると認識し、経営理念として定めた「誠意、創意、熱意」のもと、「NCA 企業理念」及び「NCA 行動憲章」の中で、安全運航を確保し、顧客満足を念頭においた輸送品質、法令遵守、環境保全ならびに社会貢献などを取締役及び使用人が果たすべき行動指針として明示しています。当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針について、次の通り定めるものとします。

#### （1）取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係わる文書その他の情報につき規程管理規程に定める規程類等はその定めに従い適切に保存及び管理することとします。特に安全に係わる規程は「安全管理規程」のもとに体系化し、安全を高める体制としています。株主総会議事録等の重要文書については、機密性の程度に応じて、閲覧手続き及び閲覧権限を定めています。

#### （2）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、安全理念を定め、航空機の安全運航を維持管理する組織として、社長を委員長とする安全推進委員会を定期開催し、安全運航のための適切な対応策を検討・実施します。また、危機対応マニュアルを配備し、全体演習、基地演習を通じて事故への速やかな対応に向けた危機対策本部(CMC)の設置による社内体制の確認を行うなど、日頃より航空機の事故等に備えています。更に、危機管理委員会において、航空保安を含むオペレーションに関わる緊急事態及び一般危機事象への対応方針を決定し、危機管理体制の強化を図っています。
- ② 安全推進室及び安全監査室は安全への監査体制の強化を図ると共に、総務部が主管部署となり、社会的使命としての環境保全への取り組みを継続しながら、全取締役及び使用人に対し啓発活動を実施します。
- ③ 情報セキュリティに関する規程を定め、社給 PC の暗号化、在宅勤務用のワンタイムパスワードを用いたリモート回線 (VPN) 接続、外部記憶媒体の接続制限等の重要な企業情報の漏洩を防ぐ取り組みを実施しています。情報セキュリティ担当役員については総務部担当役員を情報セキュリティの最高責任者として、責任と指揮命令系統の明確化を図り、情報セキュリティインシデントやシステムトラブル等の重大障害時の緊急連絡先や当該障害時対応体制を社内ポータルサイト上に公開し、適時に更新しています。
- ④ 「安全保障輸出管理規程」の整備により、外為法上の規制貨物の包括輸出許可体制を整

えています。

- ⑤ 為替変動リスクや燃料費変動リスク等の市場リスクについては、当社グループの各部門がリスクに対応した社内規程を定め、担当役員の監督の下、適切にリスク管理を実施すると共に、各規程に基づき執行状況について常務会及び取締役会への報告を行います。
- ⑥ 日本郵船グループではグループ各社に対して統一的な経理処理を行うことを要請しており、当社の現行規程の整理が必要であること、及び組織改編による部署・役職名の変更に対応すべく、2016年3月25日付にて「経理規程」及び関連諸規程・規則を改訂しました。また、日本郵船グループにて定められている「グループ会計方針」とは別に、当社が従来から適用を継続している独自の経理処理方法を反映させると共に、組織改編による部署・役職名の変更に対応すべく、同日付にて「経理処理規則」及び「経理関連規程に関する組織規則」を制定し、運用しています。
- ⑦ 発注先決定プロセスの遵守等の購買業務の基本方針を定めるべく、2016年2月1日付にて「購買業務に関する規程」を制定し、運用しています。
- ⑧ 安全運航、事業運営等に関わるリスクを把握し、コントロールするため、経営リスクマネジメント会議を設置すべく、2019年4月26日付にて「経営リスクマネジメント会議規程」を制定し、運用しています。

### (3) 取締役及び子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役会規程及び取締役会決議・報告基準などに規定される取締役の職務権限及び意思決定ルールに従い、適正かつ効率的に職務を執行することとします。取締役会は法令及び定款に定められた事項及び経営上の重要事項につき、原則として毎月開催される取締役会、必要に応じて随時開催される臨時取締役会で決議します。なお、常務会規程及び職務権限・決裁手続規程に基づき、原則として毎週開催される常務会において、取締役会に上程される議案を事前に審議し、取締役会の意思決定の迅速化、効率化に努めます。2009年11月1日より電子稟議書システムを導入し稟議の一層の迅速化、効率化を図ります。なお、電子稟議書の適切な閲覧権限の設定（文書管理システムの導入）、及び利用者の利便性向上、最新製品へのバージョンアップによる機能向上及び保守強化対応を行っています。また、当社の子会社においては、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定に関する規程・基準に準拠した体制を構築しています。

### (4) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守と企業倫理の尊重が企業活動の基本であると認識し、「チーフコンプライアンスオフィサー規則」（2009年6月19日制定）及び「コンプライアンス委員会規則」（同年月制定）において、同オフィサーの機能、職掌を定め、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの保持、促進を進めています。

また、2008年12月に「企業理念」を改訂すると共に「行動憲章」「NCAグループ行動規準」を制定し、2017年1月1日付にて「NCAグループ内部通報規程」を制定し、社内ポータルサイト等を通じて閲覧可能な体制を整えています。「NCAグループ行動規準」については、昨今における社会的要請の趨勢、及び当社のコンプライアンスに関する重点項目の最適化を図る目的にて、2017年4月に改訂しました。また、法務室主導のもと、対象役職員向けにコンプライアンス研修やコンプライアンス意識調査を定期的実施しています。加えて、2008年

2月8日付にて制定した「NCAグループ 競合他社との接触に関する規程」に基づき、当社グループ役員による競合他社との業務上及び私的な接触に関し、各国・地域における競争制度の遵守を図る体制を整えています。

コンプライアンス違反の通報・相談窓口についても、通常の職制を通じたルート以外に通報者保護に留意し、社内・社外の相談窓口も設置するなどの体制を整えています。

当社取締役会は、法令遵守の徹底と健全な企業運営を維持するため、内部監査室を設置して、使用人の職務執行に係わる法令遵守状況を監視出来ることとしています。内部監査室は、業務の有効性と効率性、報告の信頼性、コンプライアンス、資産の保全に関する監査を行うことを目的としており、口頭または書面による質問、帳票の照合、実査等の調査権ならびに関係役員に対する報告権を有しています。取締役会は取締役の義務を相互に監視する責任を負っており、また、取締役は「取締役職務規程」(2009年6月19日制定)に従い善管注意義務及び忠実義務の履行など適正且つ効率的な経営を通じ、社会の公器として会社の発展に努め、取締役就任時には「就任承諾書」と共に「誓約書」に署名します。

また、「安全保障輸出管理規程」並びに「保税業務に関する法令遵守規則」に基づき、安全保障輸出管理、特定保税承認制度の内部監査を実施し、法令を遵守した適切な安全保障輸出管理及び、保税業務が実施されていることを確認しています。

子会社については、会計監査に加え業務監査も子会社監査役による監査の対象とすることで、ガバナンスの強化を図っています。

当社は、親会社である日本郵船株式会社の重要な子会社として、金融商品取引法に定める財務報告に係わる内部統制体制を整えています。

#### (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、親会社である日本郵船株式会社法務・フェアトレード推進グループとの情報交換を通じて、法令遵守体制上の課題その他業務の適正を確保する上での課題を把握することとします。
- ② 子会社の重要な組織・経理・業務・財務状況等に関しては、関係会社管理規程を制定し、子会社の担当役員及び当社の担当部署への速やかな報告、承認を通じて管理します。
- ③ 子会社に対しても、内部監査を定期的に行い、法令遵守体制上の課題その他業務の適正を確保する上での課題を把握し、法令遵守の徹底と健全な企業運営を維持することとします。
- ④ 法務室は、子会社にも内部通報窓口の利用を拡大し、リスクを早期に認識し対応を図ります。

#### (6) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

##### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としています。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、組織として毅然とした対応を取ることを行動規準に定め、会社の重点施策として位置付けています。

##### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応主管部署を総務部、副主管部署を法務室とし、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに報告・相談する体制を整備しています。また、状況に応じて警察等外部機関と連携をとる体制を整備しています。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、監査役の求めに応じ、使用人が監査役監査の補佐、その他監査役が命じる事項を遂行するなど、監査役の職務を補助する体制を整えています。また監査役監査の補佐として、必要な調査権・情報収集権を付与します。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

前号の使用人は、取締役の管轄下にあるが、実態として常勤監査役の指揮命令下にあり、その人事考課、人事異動及び懲戒処分についても監査役の同意を求めることとします。前号の使用人は、監査役の補助業務を行うに際し、取締役からの独立性に留意しており、今後も独立性を担保できるよう更なる改善をするように努めます。

**(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役会は、監査役が法令に定める権限を行使し、取締役、執行役員、使用人と意思疎通を図り、会社情報を十分に収集し、職務執行の適法性・効率性について監査を行う体制を整えています。具体的には、以下項目が含まれます。

- ① 取締役会、常務会、その他重要会議等への出席
- ② 取締役、執行役員管轄下の各事業部門への定期的な業務監査
- ③ 取締役会議事録、取締役会及び常務会付議事項の稟議書など業務執行に係わる重要な書類の閲覧及び調査
- ④ 監査役の求めに応じて、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を報告し、説明する体制
- ⑤ 監査役に対し、取締役から金融商品取引法に規定する財務にかかわる内部統制評価上の不備の有無について報告する体制
- ⑥ 内部通報の報告及びシステムが有効に機能しているかを監視、検証する為の情報提供体制
- ⑦ 当社グループから報告を受けた組織・経理・業務・財務状況、及びリスク、コンプライアンスや賞罰等、当社グループに重要な影響を及ぼす事象が発生した場合に遅滞なく報告する体制

**(10) その他の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、監査の実効性及び効率性の向上を図るため、監査役が取締役及び会計監査人と互いに、緊密に情報交換する体制を整えています。
- ② 監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることのないようにします。
- ③ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行います。

## [2]業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムに関する基本方針に沿った当社グループの内部統制システムにおける運用状況の概要は、以下の通りです。

### (1) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティに関する規程に基づき、取締役会等の議事録、会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っています。

### (2) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当期は、安全推進委員会を6回、開催しました。社内の安全推進活動状況を確認し、必要に応じた対策を講じながら安全運航に努めています。  
また全役職員を対象として安全講演会を1回、セーフティカレッジを6回開催するなど、安全意識の向上に努めています。
- ② 危機対応マニュアルに従い、本年度も1月に危機総合演習を実施しました。航空機事故の発生を想定し、従来の集合訓練をベースとした危機演習からウェブ会議システム及びペーパーレス対応機器の導入によるリモートでの危機対応体制を見据えた環境のもと、関係先（成田国際空港会社）と事前確認を行い、確実な危機対応への役割・行動について社内関係者にて確認しました。
- ③ 危機管理体制強化に向け6月に危機管理委員会を定期開催しました。
- ④ 6月に「安全保障貿易管理に関する役員教育」を法務室主導のもと全役員を対象に実施しました。
- ⑤ 経営リスクマネジメント会議規程に基づき、1月に同会議を開催しました。
- ⑥ 「金融商品を用いた市場リスク規程」に基づくリスク管理を実施しています。  
常務会で燃料費ヘッジ報告を12回実施しました。
- ⑦ 成田ハンガーにおける非常用発電機の更新時期を踏まえて、更新工事が7月に完了しました。
- ⑧ ESG対応として設置した乗員訓練センターの太陽光発電システムが8月に稼働しました。
- ⑨ 情報（サイバー）セキュリティ対策として、2022年度にセキュリティ専門会社によるアセスメントを受け、実施すべき対策を順次実施しており、今期10月にはPCのセキュリティ対策として、これまでのウィルス対策に加え、EDR（Endpoint Detection and Response、不審な共同を探知し、通知する仕組み）を全PCに導入しました。4月よりNYK Business System社内のセキュリティ部署に当社専門要員を配置し、当社のセキュリティ業務を強化する体制を構築しました。  
例年日本郵船株式会社が実施する、標的型メール訓練（年4回）、Eラーニング（年2回）に参加しました。加えて自社においても新入社員及びキャリア採用社員向けEラーニングの開催や、全役社員向けに9月に千葉県警察本部サイバー犯罪対策課による講演、3月にはサイバーセキュリティの専門会社による講演を実施し、社員のサイバーセキュリティ意識向上を図りました。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、原則毎月1回の定期取締役会、毎週1回の定期常務会を開催しているほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しました。当期は定時取締役会12回、臨時取締役会7回、定時常務会49回開催しました。

### (4) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 昨年度に引き続き、9月を「コンプライアンス月間」と位置づけ、「NCAグループ行動基準」に対する誓約書取得など、NCA役職員の法令遵守のための啓発活動を集中に実施しました。
- ② 安全保障輸出管理規程に基づく安全保障輸出管理監査を1回、保税業務に関する法令遵守規則に基づく特定保税承認制度の監査を1回実施しています。

### (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「内部監査規程」に基づき、内部監査を当期は国内4部門、海外5支店（部門）に対して実施し、当社グループ全体の内部統制の強化に努めました。
- ② 今年度の内部通報窓口への相談は10件でした。
- ③ 2019年9月から2022年12月の間に行った「内部統制強化活動」にて実施することとした施策を含む内部統制強化の取り組みを、取締役会における取締役の職務執行状況報告の中で、主管する取締役から定期的に報告しました。

### (6) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「契約書署名・押印チェックリスト」を用いて、取引する会社が反社会的勢力との係わりがないことを確認しました。

### (7) 監査役の職務の実行性を確保するための体制

監査役は、取締役会、常務会等の重要会議への出席や、事業所等の監査、代表取締役との意見交換会等を実施しました。また、監査役間の連絡会、会計監査人、内部監査部門との連携等により、監査の実効性を高めるよう努めました。

また、使用人が監査役監査の補佐、その他監査役が命じる事項を遂行するなど、監査役の職務を補助する体制を整え、監査役業務が実効的に行われるよう努めました。監査役付の人事処遇についても、事前に監査役の同意を得た上で決定するものとし、取締役からの独立性に留意し、監査役業務が実効的に遂行できる体制を整えました。

.....  
本事業報告中の記載金額及び持ち株数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 監査報告書

私たち監査役は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役間の意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査方針等に従い取締役、社内の各監査部門、その他の使用人並びに日本郵船株式会社の監査等委員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会、常務会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及び運用状況について監視及び検証に努めました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

日本貨物航空株式会社

常勤監査役

岡 裕史 

監査役

宇田川 博典 